

2024年（令和6年）8月1日

大阪地方裁判所第10刑事部

上席裁判官 長瀬 敬昭 様

ご回答

大阪弁護士会

会長 大砂 裕幸

（公印省略）

令和6年6月20日付「昼休憩時間帯の令状部窓口利用に関するお願ひ」について、以下のとおり回答します。

裁判所職員の昼休憩時間を確保するため、緊急性のある事項を除き、原則として正午から午後1時までの間、令状部の窓口利用を控えるよう求めたい旨申入れをいただきました。当会としても、裁判所にとって職員の適切な労務管理及び休憩時間確保の必要があることは理解しておりますが、令状部は、強制処分許可状の発付、被疑者・被告人の身体拘束及び釈放の許否等、類型的に緊急性の高い手続を多く取り扱っており、刑事部・民事部の通常部に比して開庁時間中の継続的な業務提供を要する部署です。したがって、今回のお申し入れ内容については、まずは裁判所において必要な職員数を確保したうえで交代制・シフト制を導入するなど、業務管理上の調整、工夫によって実現ないし改善されるべき事柄であり、利用者側の弁護士や事務職員の利用自粛のみを以て実現すべき事柄にはあたらないものと考えます。

当会会員に対しては、上記のとおり裁判所に申し入れたことを付言したうえで、あくまで個々の会員が個別具体的に緊急性を判断して適切に対応するよう求める限度で、今回のお申し入れ内容を全会員向けに告知することとします。

以上

